◆景観の窓

景観の定義とあいまいさ

The Definition and Ambiguity of the Landscape

日本景観学会 会長、明治大学 顧問・名誉教授

向殿政男

President, The Japanese Society of Landscape Designs
Professor Emeritus, Meiji University　MUKAIDONO, Masao

1．景観とは

景観とはどのような概念なのだろうか？ 辞書[1]によると、「けしき、ながめ」となっている。辞書的定義としては妥当であるが、学問的概念としてはあまりにも広く、あまりにゆるやかである。すべての“けしき”や“ながめ”が景観ではないだろう。どこからが景観で、どこまでがそうでないのか、境界があいまいである。今、見ている“ながめ”は景観と言っていいのか、そうでないのか、どうやって判定するのか。この定義だけでは判定できそうもない。見ている人の主観に任せて、勝手に景観であるとかないとかと主張していいというのであっては、学問としての景観学にとってうまくないだろう。

理工系出身であるために、まず、「定義」が何だろうかと考える癖がついている。困った癖であるが、概念定義がはっきりしないと、どうもすっきりしない思いがある（附記1参照）。そこで、我が国の景観を規定している法律である「景観法」を見てみた。景観法に景観の定義があって、それに従い各地方自治体がそれぞれの特徴を生かしてその都市独特の景観条例を作るのが順当であると考えたからである。しかし、なんと景観法に景観の定義はないのである。一方で、景観法に基づいて各地方自治体が制定している「景観条例」の方には、景観の定義に近いものが記されているものがある。例えば、京都府や金沢市の景観条例では、自然的要素と人為的要素が長い歴史の中で形成され、人々の生活・文化・精神性と深く結びついた地域の総合的な姿と解釈できて、「文化遺産型」といえる。また、横浜市では、景観は市民の日常生活の中で形成され、快適で魅力ある都市環境を構成する重要な要素であるとしていて、「生活環境型」である。これ以外にも、視覚的な都市の外観とする「都市デザイン型」もあり、その都市の特性に合わせて独自の景観概念が記されている。その内容、観点、目的は、それぞれの都市によりかなりばらつきがあり、多様性がある。

2．なぜ、景観法に景観の定義がないのか

景観法が定められる以前から、多くの都市ですでに景観条例に相当するものが定められていたのは事実である。景観の重要性の高まりから、国としては、2004年に景観法を定めたが、その時にはすでに多くの都市で景観条例が存在していて、その内容と目的は、その都市の価値観によってそれぞれに定められていて、既にある程度の景観の定義はなされていた。この事情が、上位規定に当たる景観法では、各都市の意向を尊重して、景観の定義をしなかった、またはできなかったというのが理由なのだろうか。

そうではないのではないか、と考えたい。筆者は、勝手に、以下のように考えている。景観に解釈の余地を残し、景観という言葉からどのような考えを発想し、景観にどのような概念を込めたいのかは、時代により、国により、都市により、人により異なっていてよく、多様性を認めるのがよい。すなわち、「いろいろな景観」があってよいとしたのではないだろうか。今後、発展し、移り変わるであろう景観に関するいろいろな文化、各種の価値観が生まれる余地を残すために、敢えてあいまいさを残して「決めないことに良さがある」としたと考えたい。これは筆者の言う「あいまいさの効用」に基づいて、景観法に景観の定義がないと考えたいのである。このことを主張する前に、まず、あいまいさそ

のものについて考えて見よう。

3．あいまいさの分類

人間が認識している本質的な不確かさには、三種類あると喝破したのはファジィ理論の先駆者菅野道夫氏[3]である。それは、＜現象の蓋然性＞（確率論）、＜言葉の曖昧性＞（ファジィ理論）、及び＜意識の漠然性＞（数学的理論はない）である。三つ目の＜意識の漠然性＞は、価値判断や感情に関する不確かさであり、形式的な数学的取り扱いが難しい領域である。ここで問題としている景観に関する不確かさは、二つ目の＜言葉の曖昧性＞に関連している。言葉や概念にまつわる不確かさには、多義に関する不確かさ（一つの言葉に二つ以上の異なった意味がある）や分類に関する不確かさ（境界は明確だが、それに入っているか否かの不確かさ）もあるが、言葉の不確かさの本質は＜言葉の曖昧性＞、すなわち所属に関するあいまいさ（境界があいまい、所属しているかどうかあいまい）である。

景観という概念のあいまいさは、菅野のいう＜言葉の曖昧性＞であり、簡単に言うと、概念そのもののあいまい（境界のあいまいさ）と所属のあいまいさ（今見ている景色が景観といえるか否か）という言葉にまつわる二つのあいまいさが同時に存在している。実は、景観に関して言葉による厳密な定義があったとしても、事情は変わらない。定義があれば、対象とする範囲を狭めることはできるが、内在するあいまいさはあいかわらず残る。本質的に言語のあいまい性を無くすことは出来ない。＜言葉の曖昧性＞を取り扱う数学的理論がファジィ理論である（附記２参照）。

なお、景観には、該当する、しないだけでなく、美しい、醜い等の美意識も関係する。美しい景観は良いとしても、醜い景観も景観の一種であるとすると、該当するか否かだけでは片が付かない。ここでは、判断する人間の主観による不確かさ、すなわち＜意識の漠然性＞も関係してきて、ますます複雑になる。

4．景観法に景観の定義がない意味

本節の以下の論考は、あくまでも筆者の仮説である。まず、景観の概念には、多様性があった方がよい、というのが筆者の考えである。景観は、文化によって、人の主観によって変わってくる以上、時代によって、国によって、そして人によって変わるものである。

景観の定義が景観法にないのは、互いの違いを認めて許容し合うために、対話の自由性を残すために、将来の多様な発展を促すために、あいまいさの存在は必要であるという考えからではないのか。例えば、規制側が定義すると管理的色彩が出てくるだろうし、研究者が定義すると厳密すぎて一般人の理解が届かなくなるだろうし、市民側が定義すると自己主張が強くなるかもしれない。すなわち、自分の立場のために他を縛ることになり、対話は途絶え、景観の自由さ、豊かさが消えてしまうことになるだろう。規則やルールのように景観を厳密に定義してしまうと、生きている景観を過去の基準で縛ることになるだろうし、景観は与えられたもので自分から考えない、自分事から遠ざけることになる恐れがあるだろう。

景観のための基本法である景観法に景観の厳密な定義を与えてしまうと、自由性や多様性を奪い将来の発展を止めてしまう恐れがある。景観法では、景観という概念を定義しないであいまいにしておくことで、各都市は、自分の都市の特徴や主張を活かし、それぞれの個性に応じてそれぞれの景観を定義する自由性が生ずる。欧州では、景観を「人々によって認識される領域」（欧州ランドスケープ条約（附記３参照））のように定義しているが、我が国にはないという事実は、我が国の景観研究や景観行政の特徴なのではないだろうか。日本の良さの一つであり、多様性こそが、日本の景観研究の可能性と特徴を保証していると考えたい。

以上の仮説には、あいまいさの効用が背景にある。あいまいさがあるからこそ、対話が生まれ（対話の空間）、いろいろ価値観を許し（価値多元性の制度的担保）、未来の発展性の余地を残す（将来世代への余白）ことができる。あいまいさは、創造性の母体であり、自由の根源である。

5．景観であるための評価軸を決めることは、ゆるい定義をすること

景観の中身が全くあいまいでは、どうしようもないだろう。各人が景観という言葉に抱くイメージはあるはずだ。事実、景観法には、法の目的の中に大枠の方向性が示されている。すなわち、「この法律は、日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、・・・、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境創造及び個性的で活力ある地域社会実現を図り、・・・」とあり、大枠のイメージを与えている。

厳密な定義がないにしても、景観であるためには、いくつかの評価軸（要因）が必要だろう。評価軸（要因）を決めることは、それなりにある意味であいまいさの存在を許す「ゆるい定義」をすることに相当する。しかし、ここにも二種類の不確かさが存在する。一つは、どんな評価軸を選ぶかの（意識、主観にまつわる）不確かさであり、二つ目は、各評価軸にどの程度の度合いで一致しているかの（言葉にまつわる）あいまいさである。評価軸の選び方は、選んだ人の価値観を反映していることになる。

文献（2）では、「"景観は、見られる相手（客体、自然）と見る人間（主体）と価値観（美しい等の情や感じる力）の三者が絡んだ概念である"」という提案の基に、

（1）スケールが、大きいこと（小さなもの、微細なものは景観と呼ばない）

（2）自然界と人間界とが共存していること

（3）両者が調和して共存していること

（4）人間に対してある種の感情・見方・考え方（観）を呼び起こす可能性があること

の四つの評価軸を提案している。筆者の主観に基づく景観の評価軸を通して景観を定義していることになるが、すべての人の合意を得ることは難しいだろう（この評価軸では、人間が関係しない自然景観は景観に入らなくなってしまう）。提案した評価軸から判断して、文献（2）では、「鉄道のある"景観"」はあり得るという結論を出している。なお、これ以外にも、前述の美しい・醜いも、もう一つの評価軸と考えることができるし、「歴史的であることや文化的であること」も軸も入れたいものである。

6．おわりに

景観の定義にまつわるあいまいさについて紹介し、景観研究の活発化に寄与する「あいまいさの効用」について私見を紹介した。ゆるい定義に存在するあいまいさは、議論を呼び起こし、考えるキッカケを与える。

筆者が景観のいくつかの評価軸の例を提案したように、多くの人が参加して自分の考える景観を提案してもらい、皆でオープンに議論して、景観の概念を豊かにしたいものである。日本景観学会において、このような議論を通して、日本らしい景観、誇らしい景観を維持、構築する活動を活発化することにつながれば素晴らしいことである。

景観学は、現場を大事にし、現場から築き上げるボトムアップ的な研究がメインかもしれないが、景観とは何かのような哲学的な問いや思想的・原則的な考察も景観学の中の重要なテーマである。是非、大局的な観点から景観の概念を整理したいものであるが、どうも、景観の概念の追究は、そう簡単には終わりそうもない。

[附記1]

筆者が景観の概念に首を突っ込んだのは、「鉄道のある風景」という写真展を見たときである。この時、"風景"の代わりに、「鉄道のある"景観"」と変えても成り立ち得るのかを考えた。日本景観学会に所属しているので、当然の疑問かもしれない。そこで、一切、景観に関する専門の文献を見ないという条件で、自分の心と頭で、自分のイメージとして「景観」を考えてみることにした[(2)]（その時には、辞書のみしか開かなかった。しかし、尾島元会長から日本景観学会では、過去に景観の概念や景観の哲学を研究している人がおられるので参考にするようにとアドバイスを受けて、その旨原稿の最後に附記した）。まず疑問に思ったのは、「風景、景色、景観」の三つの概念は、どのように違うのかであった（もちろん、これ以外にも「景」が付く言葉は数多くある）。その時の結論は、人間の関与の強さの順序は、「景」が付いた風、色、観という文字を考慮して「風景＜景色＜景観」であり、スケールの大きさの順序は「風景＞景色＞景観」

であるという考察のもとに、概念の広さには「風景⊇景色⊇景観」という包含関係がある。従って、景観が最も強く特定された概念であるとした。しかし、これはまったく、筆者の恣意的な結論である。「景観10年、風景100年、風土1000年」という言葉を聞いたことがある。この場合は、時間的・歴史的観点から「景観＜風景＜風土」となる。

[附記2]

ファジィ理論では、0と1との間の数値を用いて、今見ている眺めが景観と言う概念にどのくらいの度合いで一致しているかという所属の度合い（類似度）であいまいさを表す。今見ている"ながめ"が景観と言えれば一致度は1、まったく一致していないならば0であり、通常は、0.7とか0.2とかのように中間の数字で表される。その数値は、一般的に科学的根拠や合理的判断で決められない場合には、主観で決めて良いとしている。

ファジィ理論では、評価軸が多くある場合、（例えば5項で紹介した例では四軸あるが）それぞれの一致度を主観的に決めて、それらを統合して一つの一致度に纏めて、最終的にイエス（1）、ノー（0）ではなく、その中間の一致度で答えるという取り扱いをしている。ファジィ理論が主観を取り扱う数学的理論と言われるゆえんである。

[附記3]

欧州ランドスケープ条約は、ヨーロッパ全土の景観の保護と管理を目的として、2000年に成立した初の国際的な景観に関する条約として成立した。この条約では、景観は「人間と自然の相互作用によって形成された地域」と定義されていて、全ての景観を保護、管理、整備の対象としている。

参考文献

(1) 岩波国語辞典、第四版、岩波書店、1986.10
(2) 向殿政男、「鉄道のある風景」と景観概念について、日本景観学会誌、Vol.22, No.1, pp14-17, 日本景観学会、2022.3
(3) 菅野道夫、ファジィ理論の展開－科学における主観性の回復―サイエンス社、1989.7